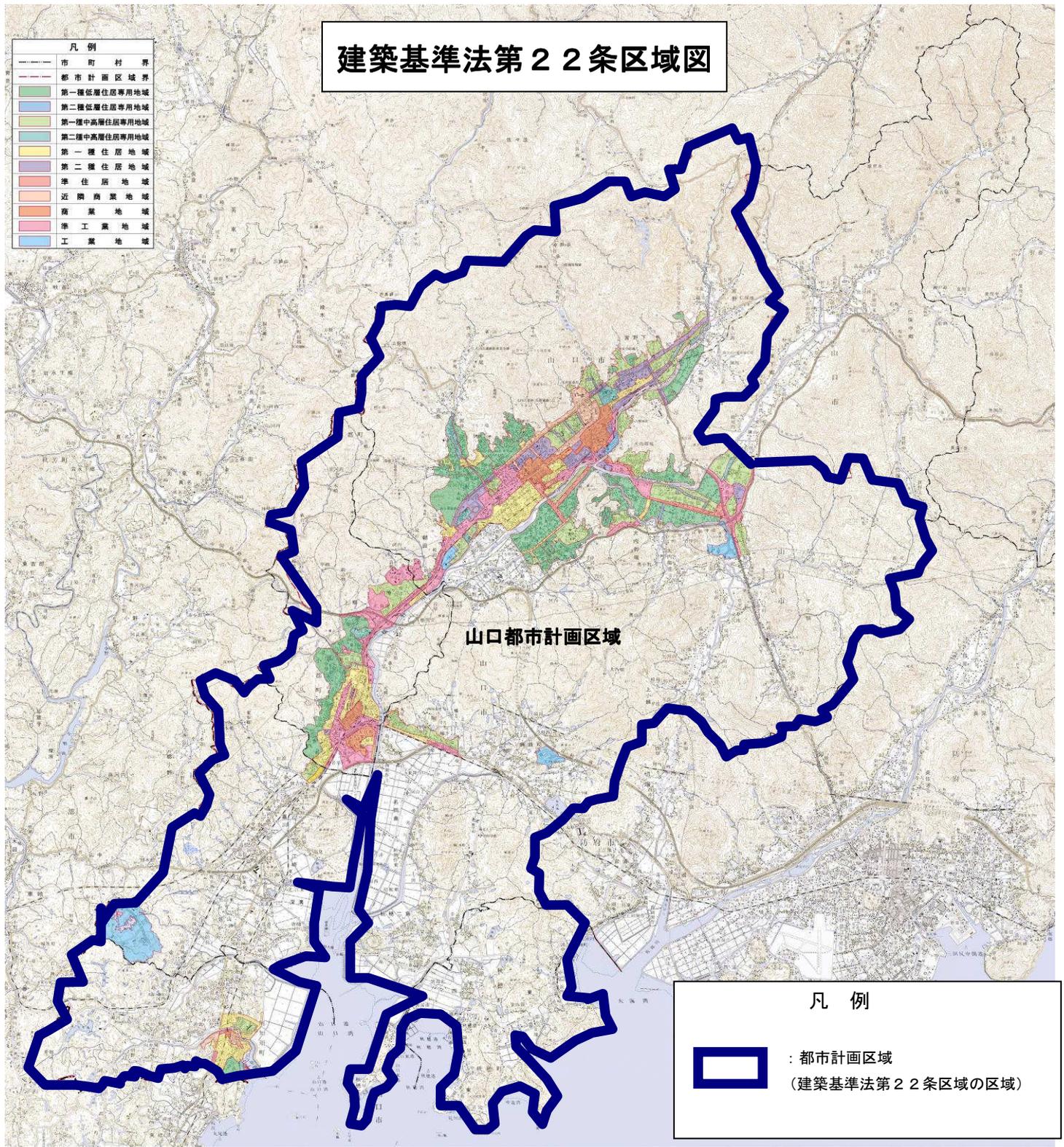


建築基準法第22条区域図

凡例	
市町村界	市町村界
都市計画区域界	都市計画区域界
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域



都市計画区域及び建築基準法第22条の区域について

建築基準法第22条の指定区域は【山口都市計画区域の全域（準防火地域及び防火地域を除く。）】となります。

適用は、平成24年10月1日からです。